

	3/19		
	平		

事務連絡
平成30年3月15日

建設業団体の長 殿

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課

登録基幹技能者の主任技術者の要件への認定について

建設現場を支える中核となる人材として、登録基幹技能者講習を修了した者（以下、「登録基幹技能者」という。）の果たすべき役割の重要性が増しており、今後、登録基幹技能者制度の更なる普及を図ることが必要です。

登録基幹技能者制度のより一層の普及・活用と、できる限り信頼性・専門性の高い公的資格保有者の配置を推進していく観点から、登録基幹技能者のうち、専門工事に関する実務経験年数が建設業法（昭和24年法律第100号）に定める主任技術者と同等以上と認められるものについて、主任技術者の要件を満たす者として位置付けることとし、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第67号）により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、主任技術者の要件を満たすこととされました。

また、今般、同規則の規定に基づく告示（建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号））により、建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習が定められました。

さらに、これらを踏まえ、「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）」（平成30年3月15日付け国土建整第70号）により、登録基幹技能者講習事務の運用について、

- ・受講資格として単一の建設業の種類における実務経験年数を10年以上要することの明確化
- ・主任技術者の要件を満たしていることを講習修了証により証明できるよう、講習修了証への記載例の変更

などの所要の改正を行っております。

これらの改正により、平成30年4月1日から、別添資料のとおり、登録基幹技能者が主任技術者の要件を満たす者として認められることとなったところです。

貴団体におかれては、本内容につきまして、会員企業に周知いただくとともに、引き続き、登録基幹技能者制度のより一層の活用・普及に努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、本内容については、各都道府県建設業主管部局宛にも周知している旨申し添えます。

【別添資料】

- ・登録基幹技能者の主任技術者要件への認定について
- ・登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について

【参考資料】

- ・建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第67号）
- ・建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号）
- ・登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）

・できる限り信頼性・専門性の高い公的資格保有者の配置を推進していく観点から、登録基幹技能者のうち、専門工事に関する実務経験年数が主任技術者と同等以上と認められる資格について、建設業法に規定する主任技術者要件として認定を行う。

<改正内容>

○ 登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの(※)については、主任技術者の要件を満たすものとして認定する。(建設業法施行規則第7条の3の改正)

※ 建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示を平成30年4月1日に施行

公的資格を有する者の配置推進

	国家資格	登録資格 (民間資格)	実務経験者
監理技術者	技術検定(1級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》 新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」) その他 国家資格 (1級建築士等)	認めていない	指定7業種では 認めていない (土木、建築、電気、管、造園、建設機械、造園) 下層に加え、指導監督的な立場での2年経験
主任技術者	技術検定(2級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》 新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」) その他 国家資格 (2級建築士等)	建設業法での 登録資格(4資格) 認定・登録の推進	最終学歴に応じた 実務経験年数

登録基幹技能者の認定

現在の主任技術者要件は、工事種類ごとに10年以上の実務経験を有すること(学歴に応じた短縮規定あり)とされているが、登録基幹技能者はこの10年以上の経験に加え、職長として3年以上の経験を有するなど、要件以上の豊富な知識・経験を有している

〔現場において資格未取得者を主任技術者として配置する場合、

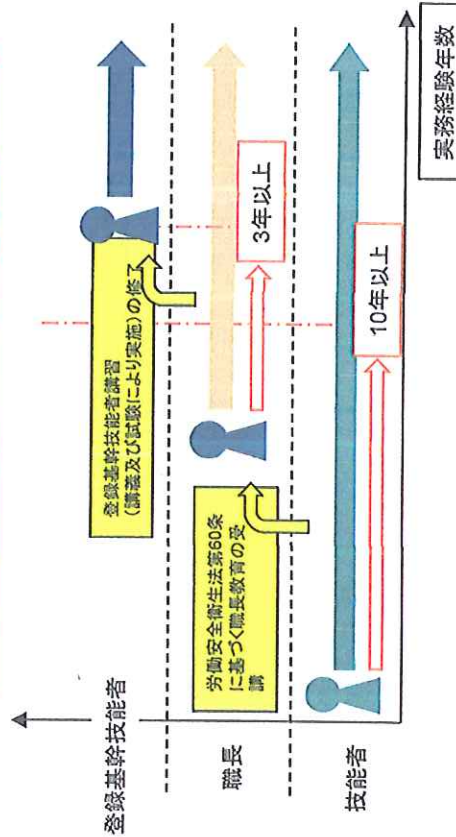
工事経験を書面で確認する等の手間を要しており、登録基幹技能者の認定により、こうした手間の軽減が期待〕

[登録基幹技能者講習の受講要件]

- ① 基幹的な役割を担う職種で10年以上の実務経験
- ② 3年以上の職長経験
- ③ 実施機関が定める資格(最上級の技能者資格等)の保有

[資格者数] 33職種(49機関) 56,977人(平成29年3月末現在)

登録基幹技能者となるための実務経験等について



実務経験年数

登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について

登録基幹技能者講習	建設業の種類
登録電気工事基幹技能者講習	電気工事業、電気通信工事業
登録橋梁基幹技能者講習	鋼構造物工事業、とび・土工工事業
登録造園基幹技能者講習	造園工事業
登録コンクリート圧送基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録防水基幹技能者講習	防水工事業
登録トンネル基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録建設塗装基幹技能者講習	塗装工事業
登録左官基幹技能者講習	左官工事業
登録機械土工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録海上起重基幹技能者講習	しゅんせつ工事業
登録PC基幹技能者講習	とび・土工工事業、鉄筋工事業
登録鉄筋基幹技能者講習	鉄筋工事業
登録圧接基幹技能者講習	鉄筋工事業
登録型枠基幹技能者講習	大工事業
登録配管基幹技能者講習	管工事業
登録鳶・土工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録切断穿孔基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録内装仕上工事基幹技能者講習	内装仕上工事業
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習	建具工事業
登録エクステリア基幹技能者講習	タイル・れんが・ブロック工事業、とび・土工工事業、石工事業
登録建築板金基幹技能者講習	板金工事業、屋根工事業
登録外壁仕上基幹技能者講習	塗装工事業、左官工事業、防水工事業
登録ダクト基幹技能者講習	管工事業
登録保温保冷基幹技能者講習	熱絶縁工事業
登録グラウト基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録冷凍空調基幹技能者講習	管工事業
登録運動施設基幹技能者講習	とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業
登録基礎工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録タイル張り基幹技能者講習	タイル・れんが・ブロック工事業
登録標識・路面標示基幹技能者講習	とび・土工工事業、塗装工事業
登録消防設備基幹技能者講習	消防施設工事業
登録建築大工基幹技能者講習	大工事業
登録硝子工事基幹技能者講習	ガラス工事業



国土建整第70号

平成30年3月15日

一般社団法人 日本トンネル専門工事業協会 会長 様

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課長



登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）

標記について、登録基幹技能者の主任技術者の要件への認定に伴い所要の改正を行ったことから、登録基幹技能者講習事務の申請及び実施に当たっては、下記により取扱われたい。

本通達は、平成30年4月1日から施行する。

なお、平成24年3月23日付け国土建整第181号は本通達の施行をもって廃止する。

記

1 登録基幹技能者講習事務の申請における添付書類について

(1) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）（以下「規則」という。）第18条の3の2第3項第3号の登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類として、以下の内容を記載した書類を添付すること。

① 講義の概要

- ア 講義を行う科目
- イ アの科目ごとの内容
- ウ イの内容ごとの講義時間
- エ イの内容ごとの講師となるべき者

② 試験の概要

- ア 試験を行う科目
- イ アの科目ごとの内容
- ウ 試験時間、問題数及び試験方法

(2) 規則第18条の3の2第3項第7号のその他参考となる事項を記載した書類として、以下の内容を記載した書類を添付すること。

- ① 登録基幹技能者講習の課程を修了した者が基幹的な役割を担う建設工事の建設業の種類
- ② 登録基幹技能者講習事務の一部を他の者に委託する場合にあっては、受託予定者の名称及び委託する事務の内容

③ 規則第18条の3の5の登録の更新時には、以下の内容を記載した書類を添付すること。

- ア 登録基幹技能者講習事務の開始日又は前回の更新日から更新の申請日までの、登録基幹技能者講習委員の変更履歴と当該者の経歴書等。
- イ 登録基幹技能者講習事務の開始日又は前回の更新日から更新の申請日までの、登録基幹技能者講習実施機関の代表者の氏名及び事務所の所在地の変更履歴。

ウ 規則第 18 条の 3 の 10 に定める過去 5 年間分の財務諸表等の保管状況。

エ 規則第 18 条の 3 の 14 第 1 項に定める帳簿及び同条第 4 項に定める過去 3 年間分の書類の保管状況。

2 登録基幹技能者講習事務に関する規程（以下「事務規程」という。）について

事務規程の策定に当たっては、登録基幹技能者講習事務が公正に、かつ、規則第 18 条の 3 の 4 第 1 項各号に掲げる要件及び規則第 18 条の 3 の 6 各号に掲げる基準に適合する方法で行われることを担保する規定を設けるとともに、以下の点に留意すること。

(1) 登録基幹技能者講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項（規則第 18 条の 3 の 8 第 2 号関係）

登録基幹技能者講習の実施場所及び開催頻度については、講習の課程を修了した者が地域的に偏在しないよう十分配慮すること。

(2) 登録基幹技能者講習の日程、公示方法その他の登録基幹技能者講習事務の実施の方法に関する事項（規則第 18 条の 3 の 8 第 3 号関係）

- ① 規則第 18 条の 3 の 2 第 3 項第 3 号の登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類として、国土交通大臣に提出した内容を事務規程に定めること。
- ② 講義時間及び試験時間は、それぞれ 50 時間以下、3 時間以下を目安とすること。
- ③ 試験方法は四者択一式を基本とすること。記述式を併用する場合は、具体的な出題内容とともに、規則第 18 条の 3 の 4 第 1 項第 2 号の合議制の機関で採点基準を定めること。また、試験日ごとに試験問題を変更するとともに、テキスト、ノート類の持込を認める方法はとらないこと。

(3) 登録基幹技能者講習の受講の申込みに関する事項（規則第 18 条の 3 の 8 第 4 号関係）

- ① 建設工事に関する実務の経験及び職長の経験があることを判断するための受講資格として、事務規程に以下の内容を定めること。また、申請者の所属を受講資格としないこと。

ア 建設工事に関する実務の経験：1 の(2)の①により記載した建設業の種類のうち、一種類以上の実務の経験が 10 年以上の期間（1 の(2)の①の建設業の種類が複数ある場合、単一の建設業の種類における経験年数として 10 年以上であること）

イ アのうち職長の経験：3 年以上の期間（1 の(2)の①の建設業の種類が複数ある場合、単一の建設業の種類における経験年数として 3 年以上であること）

- ② 熟達した作業能力を有することを判断するための受講要件として、事務規程に以下の点を留意して定めること。

ア 登録基幹技能者講習の種目に関し、熟達した作業能力を有することを判断できる職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）その他の法令に基づく試験、免許、免状又は講習がある場合には、当該試験の合格、免許若しくは免状の取得又は講習の修了を要件とする

イ アの試験等が存在しない場合は、登録基幹技能者講習の種目に関し、熟達した作業能力を有することを判断できる試験の合格、講習の修了等を要件とすることができる（特定の所属の者しか受験等できない場合は不可）

ウ ア又はイに加え、優秀施工者国土交通大臣顕彰者（建設マスター）を要件とすることは差し支えない

- ③ 受講の申込みに当たり、申請者から以下の書類を求めることについて事務規程に定めること。

ア 実務の経験及び職長の経験を証明する書類（建設工事ごとに実務の経験及び職長の経験の内容（工事名、作業内容及び期間を含む。）が明記され、当該申請者の実務の経験を有する建設業の種類を判定することが可能なもの）で、その内容について事業主（事業主が

証明できない場合は、当該経験を証明できる立場の者が証明したもの（申請者が事業主である場合は、記載事実に相違がない旨の誓約を求めること）

イ 職長の経験を証明するものとして、以下のいずれかの書類

(a) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条に規定する教育を受けたことを証する書類

(b) 上記アの職長の経験について、アの事業主以外の元請の建設業者等が証明したもの

- ④ 登録基幹技能者講習試験を不合格となった者に対する次回以降の講義の受講免除措置を事務規程に定めることができる。ただし、この受講の免除は、翌々年度までかつ 2 回までに限るものとする。
- (4) 登録基幹技能者講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項（規則第 18 条の 3 の 8 第 5 号関係）

受講手数料は、申請者の所属にかかわらず、同一の料金にすること。
- (5) 登録基幹技能者講習委員の選任及び解任に関する事項（規則第 18 条の 3 の 8 第 6 号関係）

講習委員として、平成 20 年国土交通省告示第 362 号の五及び六に掲げる者から一名以上を加えること。
- (6) 登録基幹技能者講習修了証の交付及び再交付に関する事項（規則第 18 条の 3 の 8 第 9 号関係）
 - ① 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習の課程を修了した者が実務の経験を有する建設業の種類をその表面に記載すること。
 - ② ①の記載に当たっては、登録基幹技能者講習実施機関は、申請者から提出された実務の経験を証明する書類に基づき、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号ロに適合しているかどうかを基準にその建設業の種類を判定する旨を事務規程で定めること。
 - ③ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習の課程を修了した者が規則第 7 条の 3 第 3 号に該当する場合は、別紙の例に倣い、該当する建設業の種類を明らかにして、建設業法第 26 条第 1 項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められることをその表面に記載すること。
 - ④ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、以下の事項をその裏面（備考欄）に記載すること。ただし、事務規程に定めることにより、講習修了証の再交付に代えることができる。
 - ア 氏名を変更した場合の変更後の氏名
 - イ ①により講習修了証の表面に記載した建設業の種類以外の建設業の種類について、講習修了証交付後に受講資格を満たした場合の当該建設業の種類を追加
 - ウ ③により講習修了証の表面に記載した建設業の種類以外の建設業の種類について、講習修了証交付後に規則第 7 条の 3 第 3 号に該当するに至った場合（③による建設業の種類に記載がない場合において、講習修了証交付後に規則第 7 条の 3 第 3 号に該当するに至った場合を含む。）の当該建設業の種類を追加
 - ⑤ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習修了証の有効期限を記載すること。
- (7) その他登録基幹技能者講習事務に関し必要な事項（第 18 条の 3 の 8 第 14 号関係）
 - ① 更新手続きに関する規定として、以下の内容を盛り込むこと。
 - ア 更新手続きの実施場所に関する事項
 - イ 更新手続きの日程に関する事項
 - ウ 更新手続きの申込みに関する事項
 - エ 更新手続きの手数料の額に関する事項
 - オ 更新講習を実施する場合は、講義の科目、内容、内容ごとの講義時間に関する事項

- ② 更新手続きの手数料の設定については、申請者の過度な負担とならないよう配慮すること。
また、更新手続きの手数料は、申請者の所属にかかわらず同一の料金とすること。
- ③ 更新手続きは、講習修了証の有効期限の1年前から受付を開始することができる。
- ④ 講習修了証の有効期限を経過した場合は、事務規程に定めることにより、半年以内に限り更新することができる。また、事務規程に定めるところにより、有効期限経過後1年以内に限り講義の受講を免除することができる。なお、講習修了証の有効期限を経過した者については、経営事項審査における加点対象とはならないことに留意すること。

- 3 本通達の施行より前に登録基幹技能者講習を修了した者に限り、2の(3)の①のア及びイの年数の要件を単一の建設業の種類における経験年数によって満たさない場合であっても、1の(2)の①の複数の建設業の種類における経験年数によって満たす場合には、2の(7)の更新手続きを行うことができる。ただし、この場合は2の(6)の③、2の(6)の④のウは、適用しないこととする。
- 4 本通達の施行より前に交付された講習修了証は今後も有効とするが、施行後、登録基幹技能者講習実施機関は2の(6)の③、2の(6)の④のウの記載をした講習修了証を2の(3)の①のア及びイを満たす者に速やかに交付するよう努めること。交付に係る費用は、事務規程に定めるところにより、実費分を本人負担とすることができるものとする。

(別紙)

修了証 表面の記載例

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証	
	修了証番号 第 号
	氏 名
	(生年月日 年 月 日)
	実務経験を有する建設業の種類： 工事業
	この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。
	この者は、(建設業の種類) について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。
	修了年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日	
(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印	
(登録番号 第 番)	

建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件

○国土交通省告示第四百三十五号

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成二十九年国土交通省令第六十七号）の施行に伴い、及び建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を次のとおり定める。

平成三十年三月十五日

国土交通大臣 石井 啓一

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）

大工工事業	一 登録型枠基幹技能者 二 登録建築大工基幹技能者
-------	------------------------------

左官工事業	とび・土工工事業
<ul style="list-style-type: none"> 一 登録左官基幹技能者 二 登録外壁仕上基幹技能者 	<ul style="list-style-type: none"> 一 登録橋梁基幹技能者 二 登録コンクリート圧送基幹技能者 三 登録トンネル基幹技能者 四 登録機械土工基幹技能者 五 登録PC基幹技能者 六 登録鳶・土工基幹技能者 七 登録切断穿孔基幹技能者 八 登録エクステリア基幹技能者 九 登録グラウト基幹技能者 十 登録運動施設基幹技能者

	石工事業	屋根工事業	電気工事業	管工事業
<p>十一 登録基礎工基幹技能者</p> <p>十二 登録標識・路面標示基幹技能者</p>	<p>登録エクステリア基幹技能者</p>	<p>登録建築板金基幹技能者</p>	<p>登録電気工事基幹技能者</p>	<p>一 登録配管基幹技能者</p> <p>二 登録ダクト基幹技能者</p> <p>三 登録冷凍空調基幹技能者</p>

<p>タイル・れんが・ブ ロツク工事業</p>	<p>鋼構造物工事業</p>	<p>鉄筋工事業</p>	<p>舗装工事業</p>	<p>しゅんせつ工事業</p>
<p>一 登録エクステリア基幹技能者 二 登録タイル張り基幹技能者</p>	<p>登録橋梁基幹技能者</p>	<p>一 登録PC基幹技能者 二 登録鉄筋基幹技能者 三 登録圧接基幹技能者</p>	<p>登録運動施設基幹技能者</p>	<p>登録海上起重基幹技能者</p>

板金工事業	登録建築板金基幹技能者
ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者
塗装工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 登録建設塗装基幹技能者 二 登録外壁仕上基幹技能者 三 登録標識・路面標示基幹技能者
防水工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 登録防水基幹技能者 二 登録外壁仕上基幹技能者
内装仕上工事業	登録内装仕上工事基幹技能者

熱絶縁工事業	登録保温保冷基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者
造園工事業	一 登録造園基幹技能者 二 登録運動施設基幹技能者
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消火設備基幹技能者

附 則

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この告示の施行前に、本則の表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習のうち、それぞれ同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格としないものを修了した者について、同欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有するに至ったときは、本則に規定する登録基幹技能者講習を修了した者とみなす。

3 本則の表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習のうち、それぞれ同表の上欄に掲げる建設業以外の建設業（同表の上欄に掲げるものに限る。）に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとするものを修了した者について、当該建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有するに至ったときは、当該建設業に係る当該登録基幹技能者講習を修了した者とみなす。

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(抄)

○国土交通省令第六十七号

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百七十六号）の施行に伴い、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第二号ハ並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の四第一項ただし書及び第二項、第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)並びに第二十七条の十一の規定に基づき、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

国土交通大臣 石井 啓一

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>電氣通信 工業業</p> <p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検 定種目を電氣通信工事施工管理とするものに合格した 者</p> <p>二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のう ち技術部門を電氣電子部門又は総合技術監理部門(選 択科目を電氣電子部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>三 電氣通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第 四十六條第三項の規定による電氣通信主任技術者資格 者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付 を受けた後電氣通信工事に関し五年以上実務の経験を 有する者</p>

三 前二号に掲げる者のほか、第十八条の三第二項第二号に規定する

改正前

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>電氣通信 工業業</p> <p>(新設)</p> <p>一 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のう ち技術部門を電氣電子部門又は総合技術監理部門(選 択科目を電氣電子部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>二 電氣通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第 四十六條第三項の規定による電氣通信主任技術者資格 者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付 を受けた後電氣通信工事に関し五年以上実務の経験を 有する者</p>

(新設)

(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められ
る者)

第七条の三 法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と
同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が
認定する者は、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようと
する建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

(法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められ
る者)

第七条の三 法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と
同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が
認定する者は、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようと
する建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

登録基幹技能者講習（許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る。）を修了した者
 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

(別表) (二)

(略)	建設業 法					(略)	コード	資格区分
	(略)	33	32	31	30			
(略)	(略)	(略)	二級 川	一級電気通信工事施工管理技士	(略)	(略)		

国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

(別表) (二)

(略)	建設業 法					(略)	コード	資格区分
	(略)	33		(新設)	30			
(略)	(略)	(略)		(新設)	(略)	(略)		

(別表) (四)

(略)	建設業 法					(略)	コード
(略)	(略)	133	232	131	230	(略)	資格区分
(略)	(略)	(略)	二級 川	一級電気通信工事施工管理技士	(略)	(略)	

(別表) (四)

(略)	建設業 法					(略)	コード
(略)	(略)	133		(新設)	230	(略)	資格区分
(略)	(略)	(略)		(新設)	(略)	(略)	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の施工技術検定期則第二条の表建設機械施工、建築施工管理、電気工事施工管理及び管工事施工管理の項、第四条第三項、別表第一の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項並びに別表第二の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項の規定は、平成三十一年度において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十九年度において行われる技術検定については、なお従前の例による。